

〔個人情報の利用目的〕

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所などの個人情報は、当金庫のつるしんアンサーサービスにおけるすべての取引、及びこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

敦賀信用金庫

つるしんアンサーサービス利用規定

はじめに

利用申込について

- (1) 本サービスの利用を申込されるお客様（以下「利用申込者」といいます。）は、次の利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、当金庫所定の申込書に必要事項を記入して当金庫に提出してください。
- (2) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと、押印された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱いした場合は、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 利用申込者は、暗証番号または電子証明書の不正使用、誤使用、誤通知などによるリスク発生の可能性および利用規定の内容について了解したうえで、本サービスを利用してください。
- (4) ご契約先の取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、本サービスの申込をお断りすることがあります。

第1条 ANSERサービスとは

ANSERサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「ご契約先」といいます。）の占有・管理する端末機（以下「端末機」といいます。）による依頼にもとづき、本サービスのご利用口座として届出のご契約先名義の預金口座（以下「ご利用口座」といいます。）における所定の照会および通知取引を行う場合に利用できます。

第2条 照会

1. 照会を利用できる端末機は次のとおりとします。
 - (1) プッシュホン式電話
 - (2) ファクシミリ（GⅢ規格のFAX）
 - (3) スーパーパソコン端末
 - (4) VALUX端末
2. 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
3. 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号およびご利用口座の口座番号等が、届出の暗証番号およびご利用口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者をご契約先とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報をご契約先の端末機に返信します。
4. 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、ご契約先からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。最終的な取引内容については、預金通帳・当座勘定照合表等により確認してください。

第3条 通知

1. 通知に利用できる端末機は次のとおりとします。
 - (1) プッシュホン式電話
 - (2) ファクシミリ（GⅢ規格のFAX）
2. 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
3. 前項の操作により受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者をご契約先とみなし、ご利用口座の振込情報をご契約先の端末機に送信します。
4. 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、ご契約先からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。最終的な取引内容については、預金通帳・当座勘定照合表等により確認してください。

第4条 手数料

1. 本サービス利用期間中は、ご利用口座ごとに毎月当金庫所定の手数料および消費税（以下「基本手数料」といいます。）をいただきます。
2. 当金庫は基本手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻

請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、別途、手数料自動引落依頼書により届出の口座から、当金庫所定の日に自動的に引落します。

3. 当金庫は基本手数料を変更する場合があります。

第5条 取引内容の確認

1. 本サービスにより照会を行った場合、もしくは通知を受けた場合は、すみやかに預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。
万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
2. ご契約先と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第6条 暗証番号等の管理

1. 端末機、証明書情報および暗証番号は、ご契約先自らの責任をもって厳重に管理してください。
2. 端末機は常にご契約先の占有・管理下に置き、他人への貸与等を行わないでください。
3. 端末機、暗証番号等は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
4. 端末機、証明書情報、暗証番号等につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

第7条 免責事項

1. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことによりご契約先の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
4. 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 届出事項の変更

1. 暗証番号、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条 解約

1. 都合解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は、当金庫所定の書面によるものとします。

2. サービスの強制解約

ご契約先に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫はいつでもご契約先に事前に通知することなく本サービスの契約を解約することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
- (2) 当金庫との取引約定に違反した場合、その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (3) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
- (4) 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあった場合。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合、または電子記録債権が支払不能となった場合。
- (6) 個人であるご契約先が死亡した場合、または法人であるご契約先において解散の事由が生じた場合、その他ご契約先が営業活動を休止した場合。
- (7) 暗証番号・確認コードおよび証明書の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場合。
- (8) 当金庫に支払うべき本サービスの基本手数料等の支払をせず、当金庫が催告をしても履行される見込みがないことが明らかである場合。
- (9) ご契約先の取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、前各号に掲げる場合に準じて、本サービスを継続することに支障となる事由があると当金庫が判断した場合。

3. 精算

未精算の基本手数料等がある場合は、精算後に解約します。

第10条 届出印

1. 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印章を使用してください。

2. 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定ならびに当座勘定規定により取扱います。

第12条 サービス内容・規定の変更

本サービス内容あるいはこの規定について、当金庫はその裁量により変更できるものとします。この場合、当金庫は変更をホームページ等適宜の方法により開示または通知します。

適宜の方法により開示または通知した後に行われた本サービスの利用については、変更後の内容が適用されます。

また、諸手数料の変更についても同様とします。

第13条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とします。ただし、ご契約先または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第14条 規定の変更等

当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上
(2020. 04. 01改定)